

○財務省告示第百九十五号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年六月四日から適用する。

平成二十一年六月三日

財務大臣 与謝野 馨

第三十五号を第三十六号とし、第十五号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 名古屋税関清水税関支署